

2025年は参議院議員通常選挙が実施されます

# 在外選挙の制度と手続きについて

在留届の  
提出も  
忘れずに！



## 在外投票のためには 在外選挙人証の取得が 必要です

### 在外選挙人名簿への登録資格

- 1 満18歳以上
- 2 日本国籍保有者
- 3 海外に3か月以上居住  
(出国時登録申請※をした方を除く。)

※国外転出をする際に市区町村の窓口で行う申請

必要書類を準備し申請書に  
記入、日本大使館・総領事館  
等の領事窓口で登録申請

3か月の居住期間経過後に  
日本大使館・総領事館等から  
住所確認の連絡を受ける

在外選挙人証の受取  
(郵送又は領事窓口)

#### 用意するもの

- ・パスポート
- ・登録申請書
- ・居住していることを  
証明できる書類  
(在留届を提出済みの方は不要です。)



日本大使館・  
総領事館等



電話 又は はがき



在外選挙人証



### 同居家族による代理申請もできます

申請者の署名入り登録申請書及び申出書※、申請者及び代理の方のパスポート等をご用意ください。

※登録申請書及び申出書は、領事窓口又は総務省のホームページから入手できます。

### 在外投票は次の3つの方法で行うことができます

#### 在外公館等投票



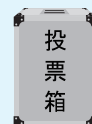
直接日本大使館・総領事館等に  
出向いて投票する方法

#### 郵便等投票



投票用紙等を事前に請求して  
記載の上、登録先の選挙管理委員会へ  
郵送する方法

#### 日本国内における投票



一時帰国した方や、帰国直後で  
転入届を提出して3か月未満の方が、  
日本国内で投票する方法

詳しくは 在エジプト日本国大使館

TEL : +20-2-2528-5910

Mail : ryoji@ca.mofa.go.jp

又は

外務省 在外選挙

検索

まで

